

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「森林環境税に係る徴収金」の下に「（以下「森林環境税に係る徴収金」という。）」を加える。

第二十八条の見出し中「賦課徴収」を「賦課徴収等」に改め、同条第一項中「決定した個人の県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第一号中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同項第二号中「均等割」の下に「並びに森林環境税」を加え、同項第四号中「と」を「、」に改め、「市町村民税の課税総額」の下に「及び森林環境税の課税総額」を加え、同条第四項中「個人の県民税に係る徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、「においては」を「には」に改め、同項第一号中「徴収金」の下に「並びに森林環境税に係る徴収金」を加え、同項第二号及び第三号中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条第五項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第六項中「においては」を「には」、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

森林環境税の賦課徴収に関し、市町村長が知事に報告すべき事項を定めるため、この条例を定めようとする。

